

広島高等裁判所平成21年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件（判決要旨）

【事案の概要】

本件は、平成21年8月30日に施行された衆議院議員選挙における小選挙区広島県第1区の選挙人であった原告が、同選挙における小選挙区の定数配分、選挙区割りは憲法が規定する代表民主制、選挙権の平等の保障に反する結果をもたらしているから違憲無効であるとして、公職選挙法204条に基づき、自己の小選挙区の選挙を無効とすることを求めて提起した事案である。

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。ただし、平成21年8月30日に行われた衆議院議院選挙の小選挙区広島県第1区における選挙は違法である。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【当裁判所の判断の要旨】

- 1 本件選挙における小選挙区の議員一人当たりの人口較差は、平成17年実施の国勢調査結果を基準にみると、最大1対2.203、較差が2倍を超える選挙区は300のうち48存した。本件選挙当日の有権者数でみると、最大較差は1対2.304、較差が2倍を超える選挙区は45である。
- 2 憲法は、国会議員の選挙制度の仕組みの決定を国会の意思に委ねており、国会は、これにつき立法裁量権を有するが、投票価値の平等は憲法の基本理念というべきであるから、衆議院小選挙区の定数配分と選挙区割り画定にあたっては、可能な限り投票価値の較差を小さくすることが憲法上強く求められている。

もっとも、選挙制度の仕組みにおいて考慮すべき要素は多種多様で複雑であり、国会は、これらを総合考慮すべきであるから、国会が具体的に定めたところが、その裁量権を考慮してもなお、法の下の平等など憲法上の要請に反するため是認することができない場合に、その定めが憲法に違反することになると解される。

- 3 小選挙区選出議員につき、都道府県別定数配分制のみによった場合の定数配分をみると、本件選挙における定数1当たりの人口較差は、最少県を1として、最

多県で1.638であるが、他に1.4以上はなく、1.2以上1.4未満が12、その余の34は1.2未満となっている。

都道府県別定数配分に一人別枠方式を付加してみると、人口の多寡を問わず各都道府県に等分に配された1議席分は、その人口が少ないとほど相対的に当該県の1票の価値を増大させることになる。本件選挙において、同方式が加わったことにより、定数1当たり人口最少県に対する較差が1.8を超えるところが4、1.6以上1.8未満が9、1.4以上1.6未満が16となっている。なお、同一都道府県内で、大きな較差のある選挙区割りを要する事情があるとまでは認められない。

これによれば、一人別枠方式が都道府県間の較差の発生、拡大を助長し、前記2倍を超える投票価値の較差発生をもたらす主要な原因となっていることは明らかであり、この較差は同方式の採用に起因するところが大きいと認められる。

4 一人別枠方式の導入は、過疎地域に居住する国民の意見や利害をも国政に反映させようとする趣旨と、従来の中選挙区制に比べ選出議員が少なくなる県に配慮し、新制度への移行を円滑にする趣旨に出たものとされている。

かかる要素は、国会が合理的に考慮することができる政策目的ないし理由に当たるともいえるが、地域特性への配慮は投票価値の平等に優越する憲法上の要請とは考えがたいうえ、現行の選挙制度となって本件選挙時まで約15年が経過し、4回もの衆議院議員選挙が施行されており、その間、過疎化の問題が、過疎地域のみに限局されたものではなく、全国的課題であることが認識されてきていること、新選挙制度への移行を円滑にする趣意も時限的であったといえることよりすれば、一人別枠方式は、本件選挙時より相当以前の時点において、既に平成6年改正法当時の合理性を失っていたとみるべきである。

そうとすれば、前記2倍を超える投票価値の較差は、その大きな部分が一人別枠方式に起因していることから、少なくとも、較差2倍を超える点において、憲法違反の評価を免れない。仮に、同方式導入の趣意が、過疎地選挙区選出議員が

同地域選挙民の代弁者として過疎問題を提起することを想定したことにあるとすれば、国会議員は全国民を代表するという憲法の立場と相容れない。

5 選挙の区割りに伴う種々の困難を考えれば、投票価値に何ほどかの較差が生ずることは避けられないとはいえ、本件選挙における上記較差は、選挙価値の平等を強く要求する憲法の観点からすれば容認できない不合理といわざるを得ない。

選挙区割りにあたり、投票価値の平等を犠牲にしてまでも、これほどの較差と該当選挙区が生ずることを回避できない特段の事情の主張、立証があるとはいせず、かえって、この較差は、その大きな部分が、一人別枠方式という、少なくとも本件選挙時までには合理性、正当性を失うに至った政策目的ないしは理由に基づく選挙制度、すなわち憲法の趣旨に反するに至った定数配分、選挙区割り方式によって生じたと認められるから、本件小選挙区選挙は、違憲、違法というべきである。

6 本件小選挙区選挙の定数配分と選挙区割りにつき、国会による現実的かつ合理的な是正期間があったか否かを検討すると、一人別枠方式の憲法適合性については、既に、平成8年10月、12年6月、17年9月施行の各衆議院議員選挙に関する最高裁判決において、憲法に違反するとの反対意見があり、同方式の憲法適合性につき深刻な問題提起がされてきたところである。

国会議員には憲法の尊重擁護義務があり、一人別枠方式に起因する選挙価値の不平等の是正は国会にとって優先的課題であったというべきである。しかるに、国会は、平成12年10月に実施された国勢調査の結果を踏まえた選挙区割りの改定（現行の選挙区割り）以来、是正に積極的に取り組むことを怠り、前回の選挙からみても本件選挙時まで4年近く、2倍を超える投票価値の較差と多数の該当選挙区を放置してきたのであり、これは、国権の最高機関たる立法府の在り方として、憲法上許される限度を超えた不作為というほかなく、これを国会の裁量権の行使として是認、看過することはできない。

7 以上のとおりであって、本件小選挙区選挙は、違憲、違法である（なお、広島

県第1区は、有権者数・人口最少選挙区との間の投票価値の較差が2倍を下回っているが、同選挙は、議員定数を定めてこれを全国の小選挙区に配分する選挙制度に基づくものとして一体不可分であり、その相当数の選挙区間に2倍を超える較差があって違憲、違法とみなされる結果、全体の定数配分に影響が及ぶことに伴い、小選挙区選挙全体が違憲、違法性を帯びるというべきであるから、広島県第1区にかかる上記較差が2倍未満であることは結論に影響しない。)。

したがって、原告の請求は、本件小選挙区選挙における広島県第1区の選挙の違法をいう点においては理由がある。しかし、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮すれば、行政事件訴訟法31条1項前段の趣旨に準じて原告の請求を棄却し、同選挙区の選挙の違法を宣言するのが相当である。

広島高等裁判所第4部（裁判官廣田聰、中山節子、松葉佐隆之）